

# 第2期黒潮町人権教育推進計画

2020(令和2)年3月

黒潮町教育委員会



~気づき 考え 行動する~



## 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| はじめに                              | 1  |
| 1. 計画策定の背景                        | 2  |
| (1) 人権教育の現状と課題                    |    |
| (2) 計画策定の目的                       |    |
| (3) 計画の位置づけ                       |    |
| (4) 計画の構成                         |    |
| (5) 計画の期間                         |    |
| 2. 基本理念                           | 4  |
| 3. 基本的推進方向                        | 5  |
| (1) 人権教育の目標と基本的な視点                | 5  |
| ① 人権教育の目標                         |    |
| ② 基本的な視点                          |    |
| (2) 人権教育の基本方針                     | 5  |
| ① 教育を受ける権利の保障                     |    |
| ② 人権が尊重される教育                      |    |
| ③ 人権及び人権問題を理解する教育                 |    |
| ④ 人権を大切にする見方・技能・態度を育成する教育         |    |
| 黒潮町人権教育推進計画の全体像                   | 7  |
| 4. 基本計画(施策の展開)                    | 8  |
| (1) 就学前教育の取組                      | 8  |
| ① 保育内容の充実                         |    |
| ② 保育職員の研修の充実                      |    |
| ③ 親育ち・子育て支援の充実                    |    |
| (2) 小学校以降の学校教育の取組                 | 14 |
| ① 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進             |    |
| ② 教育内容の創造                         |    |
| ③ 教職員研修の充実                        |    |
| (3) 社会教育の取組                       | 24 |
| ① 子どもを通して大人が育つ環境づくり               |    |
| ② 学習機会の提供・充実、指導者等の養成              |    |
| ③ 人権教育教材の整備                       |    |
| (4) 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働         | 31 |
| (5) 関係機関・NPO等との連携                 | 33 |
| 5. 計画の進捗と管理                       | 35 |
| (1) 事業の点検と評価                      |    |
| (2) 計画の見直し                        |    |
| 資料                                |    |
| ○用語等の説明                           | 36 |
| ○人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】 | 37 |
| ○黒潮町人権尊重のまちづくり条例                  | 38 |

## はじめに

2002(平成14)年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」において、人権とは「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人が個人としての存在と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」とされています。

そのため特に学校教育における人権教育は、「様々な資質や能力を育成し、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成が合わさって、人権尊重の意識や態度、実践的な行動等に発展させることを目指す総合的な教育」と言われています。

人権問題は、人間が持つ「偏見の問題」であり、偏見が人権侵害を引き起こしていると言えます。偏見とは、これといった確かな証拠もなく、また実体験とは無関係に、人からたまたま聞いたことや、ただの風聞を根拠にして決め付けてしまう意見や主張などの総体です。そして、個人に責のない事柄やアイデンティティー、またその集団そのものに対して、不利益や不平等な扱いをし、あるいは、嫌悪や敵意のある態度をとる行為を「差別行為」といいます。

偏見は当然ながら生得的(生まれ持っているもの)ではありません。成長していくどこかの過程で、いつの間にか身につけたものです。しかも、そのことに無自覚であることが少なくありません。そして、何かの機会に加害者となって初めて気づく、ということも珍しくありません。自分が加害者になるということは、他人を傷つけることであり、また自らの人間性を貶めるものであり、誰にも幸福をもたらさない何物でもありません。

人には違いがあります。それは人間の成り立ち、人生の成り立ちそのものが、違いを生み出すようになっているからです。けれどもそれは、優劣を決めるものでも、貴賤を定めるものでもありません。人は、その想いと行いと言葉によって、自らの尊さを表すのです。

児童生徒だけでなく、すべての人が人権に関心を持ち、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れ、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、本計画を定めます。

2020(令和2)年3月  
黒潮町教育長 畦地和也

# 黒潮町人権教育推進計画

## Ⅰ. 計画策定の背景

### (1) 人権教育の現状と課題

国連では、2005年から「人権教育のための世界プログラム」によって、初等・中等教育に焦点をあわせた取組がすすめられ、2010年からは高等教育における人権教育及び教職員、公務員等の人権研修プログラムに重点を置く取組が進められた。更に、2015年から2019年にかけて「メディア関係者（メディアプロフェッショナル）やジャーナリストへの人権研修を促進するための行動計画」を重点に第3段階としての取組が進められており、人権の尊重は、平和の礎であるということが全世界の共通認識となっており、世界的に取組が進められている。

わが国では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」をはじめ、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」などを制定している。教育においても、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、文部科学省の人権教育の指導方法の在り方「第三次とりまとめ」により人権教育の具体的実践が教育現場で行われている。

高知県では2019年3月に「高知県人権施策基本方針」が改定され、これまで「県民に身近な人権課題」として同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権の10を人権課題としていたが、新たに性的指向・性自認が加えられ11の人権課題となっている。

町が2018年2月に実施した「人権問題に関する意識調査」では、「関心のある人権問題について」という問いに対しては①障がい者58.9%、②高齢者42.9%、③子ども41.4%、④北朝鮮による拉致問題等39.1%、⑤インターネットによる人権侵害が35.5%という結果になっている。

近年ではインターネットの普及により被差別部落を特定するような書込みや、間違った使い方により傷ついている人がいることや、障がい者や高齢者、子どもなどに対する差別や虐待などがあり、それに対する支援や施策が必要である。

人権教育や人権問題の学習は、学校教育での重要性はいうまでもなく、乳幼児期から取組をしていくことが大切であり、生涯を通しての教育活動と考える。

私たちは、誰もが幸せに暮らせる社会を築くため、これからの社会を生きていく子どもたちのためにも、これまでの同和教育の成果と手法をふまえ、保育所・学校・行政・家庭・地域がつながり、人権があたりまえに尊重される社会実現のため、人権教育の創造に取り組みなければならない。

## (2) 計画策定の目的

黒潮町人権教育推進計画（以下、「本計画」という。）は、人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容と意義についての知的理解や、人権がもつ価値や重要性を感受し、共感的に受け止める感性や感覚を育成するために策定するものである。

それは、「幸せに暮らせる社会」を築くために、一人ひとりが日常や、社会にある矛盾や不合理に気づき、考え、人権課題解決に対して行動化ができる人づくりにつながるものであり、【人権文化豊かなまちづくり】を実現していくものとする。

## (3) 計画の位置づけ

本計画は、黒潮町教育行政方針を具体化した、黒潮町教育振興基本計画（2019年7月策定）の人権教育に関する課題別の方針・目標及び、具体的な施策を明確にするための計画とする。

## (4) 計画の構成

本計画は、黒潮町の人権教育の現状と課題について明確にし、それを踏まえたうえで、黒潮町の人権教育の目標と基本的な視点、具体的な基本方針、さらにそれに基づく施策の展開を示す。

最後に、本計画の進捗管理について記載する。

## (5) 計画の期間

本計画は、2020年度から2024年度までの5年間とする。

## 2. 基本理念

人権教育理念 「気づき」「考え」「行動する」

私たちは、個人の努力ではどうしようもできないことで、社会的不合理を受ける人権問題を解決していくために、黒潮町民が一体となって、すべての人が自分らしく幸せな生活を送ることができる町づくりをしていく。

そのためには、保育所・学校・家庭・地域・職場などあらゆる場において人権を大切にする教育活動の取組をする中、一人ひとりが気づき、考え、問題解決に向けて行動することを、本計画の理念とする。

### 3. 基本的推進方向

黒潮町では、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」教育活動を充実し、人権が尊重される社会に向け行動できる人づくりを推進する。

また、これからの社会を担う子どもたちが、個人や社会の多様性を尊重し、人とのつながりを大切にしながら、ふるさとに愛着をもち、夢をもって「生きる力」を育む教育活動を推進する。

#### (1) 人権教育の目標と基本的な視点

##### ①【人権教育の目標】

人は、自分自身がかけがえのない存在として認められ、自分らしく幸せに生きていきたいと思っている。

すべての人が「生まれてきて良かった」と思える社会にするためには、私たちの周りにある差別や不合理に対し、一人ひとりが自分自身の課題として捉え、その解決に向けて「どう行動するか」を考え取り組むことが重要である。

黒潮町では、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題を解決するために、町民一人ひとりが正しい認識を持ち、町民共通の課題として取り組む姿勢を確立する。

そのためには、差別の現実深く学び、基本的人権を尊重し、積極的にその解決に向け行動できる人づくりを推進していく。

就学前教育、学校教育、社会教育が一体となり、人権教育の充実を図る取組を推進していくとともに、黒潮町の人権課題解決に向け、実態に添った教育活動、研修会や啓発活動を実施し、あらゆる人権問題の解決に向けて取り組んでいく。

##### ②【基本的な視点】

###### ・基本的人権の尊重

- ・町民共通して取り組む態勢の確立
- ・解決に向け行動ができる人づくり
- ・関係機関、団体との連携
- ・人権尊重の啓発強化
- ・自己肯定感と自己有用感※1を醸成し自尊感情を高める

#### (2) 人権教育の基本方針

##### ①【教育を受ける権利の保障】

教育を受けることそのものが人権の一つである。

すべての人々に教育を保障していくためには、学習機会を提供・充実していくことが重要と考える。

現在、「いじめ」や「不登校」などで学校に行けない子どもたちがいる。しかし、そのことで学習機会が奪われることがないよう、教育保障をしていかなければいけない。

発達障がい等を含め、特別な教育支援を必要とする子どもたちに対しても、幼児期から、

それぞれの特性に応じた取組が必要になってくる。

そのためには、教職員の学習や実践を生かすとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと協働して、保護者や地域、関係機関と連携をしながら取り組んでいくことが必要である。

また、必要に応じた人的配置や、教育機材の導入など教育環境を整える施策も重要になってくる。

保育所、学校、教育委員会それぞれの取組が機能をはたしてこそ、教育の保障がなされるところを考える。

## ②【人権が尊重される教育】

学校教育や社会教育などあらゆる教育の場で、人権が守られていなければならない。

人権についての知的理解や技能を学ぶだけでなく、人権が守られている環境でこそ包摂感や解放感を実感し、人権の大切さを感じることができる。

人権学習の授業だけでなく、教科学習や特別活動などあらゆる場面において、子どもたちの人権が十分に尊重されることは勿論、お互いの意見や考えを認め合い、人権意識や人権感覚を高め合う教育内容の充実に努める必要がある。

## ③【人権及び人権問題を理解する教育】

あらゆる人権問題に対して「正しく学ぶ」ことが大切である。

そして、人権問題を理解するうえでは、“人ごとにしない”学習を主軸とし、保育所・学校・家庭・地域が連携して進める必要がある。

町内の関連施設等と連携しての参加体験型学習・地域教材・職場体験学習・ゲストティーチャー・フィールドワークなどを通して、人権問題が自分自身や、日常の生活においても深くかかわっていることを実感することが大切である。

また、町内全学校において、人権問題に関する教育活動に温度差がないよう、教職員の意識の統一と学校間の連携も必要である。

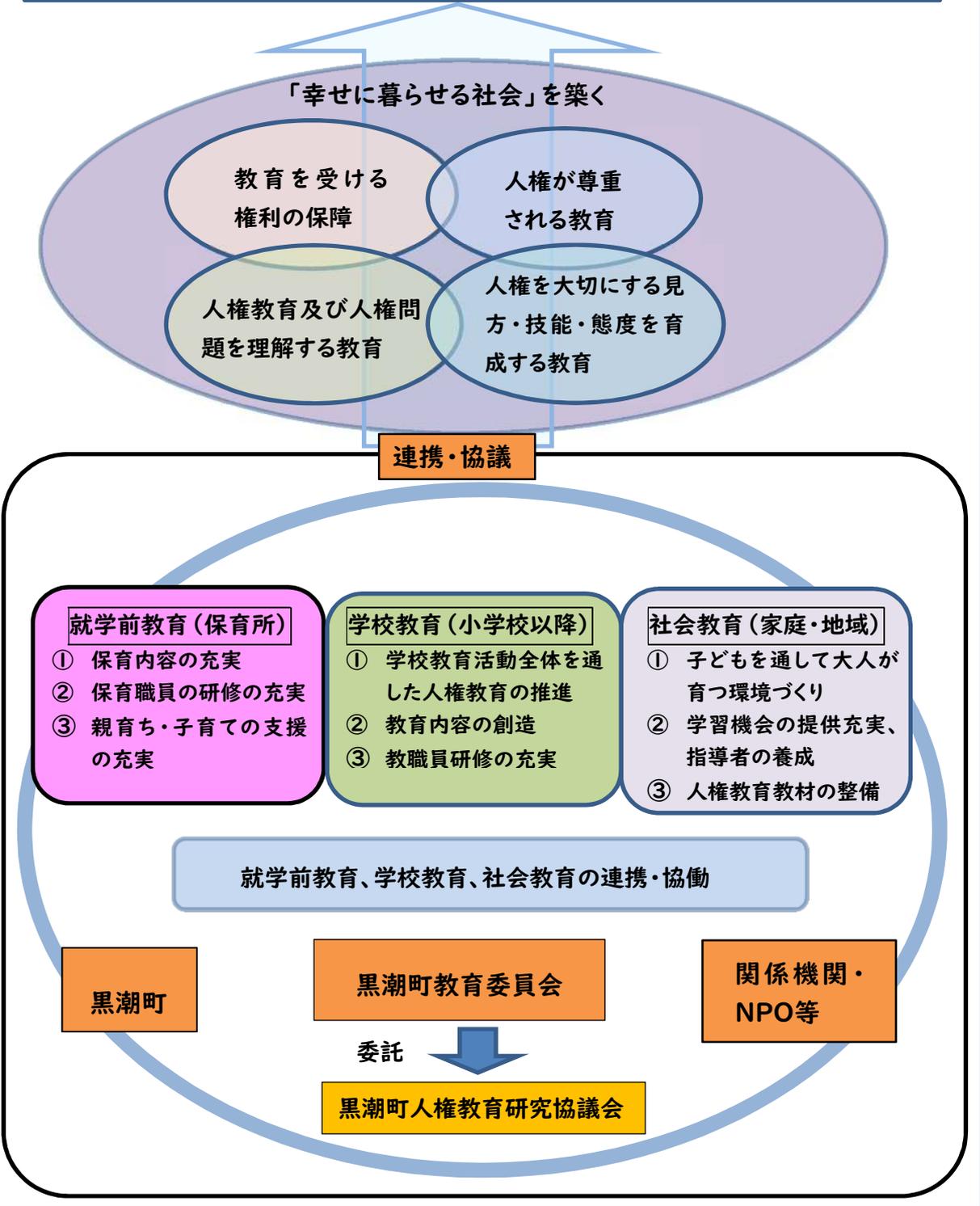
## ④【人権を大切にする見方・技能・態度を育成する教育】

文部科学省の「第三次とりまとめ」は、「自他の人権の充実と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育」という人権教育の考え方を深め、実践に繋がるよう、指導等の在り方を示し、実践事例や資料をまとめ、個別的な人権課題に対する取組で構成されている。

# 黒潮町人権教育推進計画の全体像

一人ひとりが日常や、社会にある矛盾や不合理に気づき、考え、人権課題解決に対して行動化ができる人づくりにつながる

**【人権文化豊かなまちづくり】を実現していく**



#### 4. 基本計画【施策の展開】

人権教育はすべての人の人権が尊重され、安心して生活ができる社会の実現をめざす教育であり、発達段階に応じて人権尊重の理念に対する理解を深める取組を推進することが必要である。

そのため、就学前教育、学校教育、社会教育のそれぞれの場で実践できるよう、また、それぞれの分野が連携、協働するとともに、関係機関とも連携した取組につながるような人権教育を推進していく必要がある。

##### (1) 就学前教育の取組

###### ① 保育内容の充実

保育所では体験や遊びを中心とする生活の場で一人ひとりの子どもの特性や育ちに応じた支援を行い、子ども自身が大切にされていることを感じられるようなかかわりを積み重ねるなかで、自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えを育むなどの保育の充実が求められている。

| 事業名称<br>・内容        | 事業の概要   | 前期の成果○と課題●  | 到達目標<br>(あるべき姿)                      |
|--------------------|---|---|--------------------------------------|
| 特性ある子ども<br>への理解・支援 | ・各専門機関と連携し指導を受けながら、それぞれの子どもに応じた保育環境を整え支援する。   | ○意見書や診断がある子どもについては、加配保育士が支援を行っている。<br>●気になる子どもに関しては、専門機関と連携し支援方法を聞くが、支援の継続が難しい。                                 | ・適切な支援を行うことで、より良い成長ができています。          |
| 家庭支援推進保育事業         | ・日常生活において家庭環境に配慮の必要な家庭(虐待、ネグレクト※2などを含む)を支援する。 | ○クラス担任が気づかないことでも家庭支援保育士が気づき、それを職員間で情報共有している。<br>●家庭支援保育士が配置されていても、保護者と何でも話し合えるまでには、時間がかかる。<br>●保護者との意思疎通が図りづらい。 | ・保護者と何でも話し合える関係づくりが図られ、養育の改善ができています。 |
| 高齢者や障がい者との交流       | ・地域にある施設を訪問し、交流を                              | ○施設訪問では歌や踊りを披露し、認められ、評  | ・施設訪問については、保育計画にも取り                  |

|         |   |   |   |
|---------|---|---|---|
|         | <p>図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歌や踊り、ふれあい遊びなどを通じて高齢者とふれあう。</li> <li>・菜園活動を通して、地域の大人と協働することで、ふるさと貢献意識を育てる。</li> </ul> | <p>働かれて皆さんに喜んでもらえることで自尊感情が育っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○菜園活動を通して高齢者の優しさに触れ、温かい気持ちを育むことができる。</li> <li>○菜園活動はそれぞれの形態で、全保育所で取り組まれており、野菜を収穫する喜び以外に、地域の人と接することで地域の歴史や文化・伝統等に理解が深まるきっかけとなっている。</li> <li>●地域の協力者を得るために、保護者会や地域との情報交換が十分でない。</li> <li>●菜園の管理が職員の負担となる場合があった。</li> <li>●菜園活動を行う場の整備ができていない保育所があった。</li> </ul> | <p>入れ交流ができています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の大人との交流により、豊かな経験や深く愛される体験を通じて、意欲的で思いやりを持ち、生き生きと健やかに育っている。</li> <li>・菜園活動だけでなく保育所の様々な活動にも地域の人たちの協力が得られている。</li> <li>・参加する地域の人たちにとって、菜園活動が生きがいとなり、自らが生き生きと活動できるようになっている。</li> </ul> |
| 地域の体験学習 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館で話を聴く。</li> <li>・ラッキョウの収穫。</li> <li>・人権まつり・解放まつりへ参加する。</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ラッキョウの収穫を通して地域の人とのつながりが深まった。</li> <li>○人権まつり、解放まつりに向けて取り組み、発表することが出来た。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の施設や人とのつながりが深まっている。</li> <li>・それぞれの年齢に応じた人権意識が育まれている。</li> </ul>  |

## ②保育職員の研修の充実

人権を大切にされた保育を実施するには、日々子どもと接する保育士等が身近な人権課題について正しい理解と認識を深めるなど人権尊重の理念を理解・体得することが求められる。充実した研修を有効かつ継続的に行う必要があると考える。

黒潮町がめざす人権教育・啓発の在り方を共有・学習し、あらゆる人権課題を“人ごと

にしない”を目標に、各職場や日常生活の中で実践していく。

| 事業名称<br>・内容                    | 事業の概要   | 前期の成果○と課題●  | 到達目標<br>(あるべき姿)  |
|--------------------------------|---|---|--|
| 保育所内研修<br>(職員会)                | <p>・気になる子どもや支援の必要な子どもに対して話し合い、理解を深め共有する。</p> <p>・一人ひとりにあった方法や手立てをさぐり、全職員の共通理解のもと関わる。</p>                            | <p>○子どものことを多面的に見る力を養うとともに職員間の連携も深まった。</p> <p>○新規採用職員は3年間県への報告義務があるため、職員会とは別に保育所内研修を行い研修を保育所内研修に位置付け全職員の研修の場となっている。</p> <p>●職員間で意思統一して子どもに関わることができない場合がある。</p> | <p>・職員間の共通理解が図られ、意思統一して関わることで、子どものより良い成長につながる体制ができている。</p>   |
| 黒潮町人権教育研究大会<br><br>黒潮町人権教育集約大会 | <p>・講演会のほか、各分科会において保育所等の実践を発表し、それをもとに研究協議を行う。</p> <p>・研究協議により自己研鑽し、人権意識・人権感覚を高め、あらゆる人権課題を「ひとごとにしない」を目標に取り組んでいる。</p> | <p>○講演会のほか、各分科会において保育所等の実践を発表し、それをもとに研究協議ができている。</p> <p>●人権意識・人権感覚がどの程度高められているのかを確認することが難しい。</p> <p>●保護者の参加が少ない。</p>  | <p>・人権問題を「ひとごと」にせず自分のこととして捉えることで人権意識・人権感覚が高まっている。</p> <p>・保育職員は、研究大会35人以上、集約大会15人以上参加しており、保護者の参加がある。</p> |
| 県内外の研究大会、研修会等への参加              | <p>・講演会のほか、各分科会において保育所等の実践を発表し、それをもとに研究協議を行う。</p> <p>・研究協議により、自己研鑽し、人権</p>  | <p>○講演会のほか、各分科会において保育所等の実践を発表し、それをもとに研究協議ができている。</p> <p>●幡多地区人権教育研究大会へは毎年参加が</p>  | <p>・人権問題を「ひとごと」にせず自分のこととして捉えることで人権意識・人権感覚が高まっている。</p> <p>・保育職員は、幡多地区人権教育研究大会</p>                         |

|                     |   |  |   |
|---------------------|---|--|---|
|                     | 意識・人権感覚を高め、あらゆる人権課題を「ひとつにしない」を目標に取り組んでいる。   | あるが、四国大会、全国大会への参加が少ない。   | に3人以上参加している。  |
| 転入教職員、新規採用行政職員人権研修会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用保育士に対し、町民館・児童館の業務内容や部落差別の実態を説明する。</li> <li>・地域の保護者が自分自身を語り、保育士に人権についての思いを語る。</li> <li>・参加者が意見交換を行い、同和問題と自分自身の関わりや人権意識について話をする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○新規採用保育士に対し、町民館・児童館の業務内容や部落差別の実態を聞くことで、その後の保育活動、行政業務に役立てている。</li> <li>●部落差別の実態について理解し参加者自身の人権意識を確認できる場とし、その後の保育業務に役立てるようにする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒潮町における部落差別の実態に学ぶことで、今後の各職場での人権教育・人権啓発の一助となっている。</li> <li>・地域の保護者の思いを聴き、保育業務に生かしている。</li> <li>・新規採用保育職員は全員参加している。</li> </ul>        |
| 黒潮町人権教育推進講座         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる人権に対して、「気づく」「考える」「行動する」を講座の骨子とする。</li> <li>・参加することにより保育職員の人権意識、知識の高揚を図る。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○系統立てた4講座に参加することにより、人権意識、知識の高揚につながっている。</li> <li>●参加体制を整え、多くの職員の参加できていないのが現状である。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別のない明るい「黒潮町」のまちづくりのため、人権意識を高め、人と人とのつながりを大切にできる人材、保育職員の育成がなされ、保育への反映や、地域に根ざした活動ができる指導者が増えている。</li> <li>・保育職員は3人以上参加している。</li> </ul> |
| 黒潮町泊まり合い人権教育研修会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に在住の方、町内に勤務している方が一堂に集い、泊まり合いを通じた研修会に保育</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○同和問題の学習を中心に、様々な人権課題に触れることにより、人権意識の高揚につながっている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同和問題の学習をすることにより保育職員の人権意識、知識の高揚につながり、保育への反映がなさ</li> </ul>  |

|  |   |                  |  |
|--|---|------------------|--|
|  | 職員が参加することにより、人権に対する共通認識を深め、差別のない町をつくることを目的とした保育の展開を行い、日常の活動につなげる。 | ●多くの職員の参加が困難である。 | れ、地域でも啓発するよう行動化につながっている。<br>・同和問題以外の人権課題も正しく学習している。<br>・保育職員は3人以上参加している。 |
|--|---|------------------|--|

### ③親育ち・子育て支援の充実

乳幼児期は、人権感覚の基礎ともなる自尊感情を育てていくことが重要であり、子ども自身が愛されているということを体感するとともに、家族の一人ひとりから大切にされているということを実感できるようなことを積み重ねていくことも大切である。

しかしながら、核家族化や家庭・地域の教育力の低下、インターネットやスマホの広がりなどの情報化の流れや社会環境の変化、厳しい家庭環境を背景に、子どもを虐待するなど良好な親子関係が築けない家庭も少なくない。そのため、子どものよりよい育ちには、親の心の安定と安心感を得られる生活環境が不可欠であり、子育てに不安や悩みを抱え孤立する保護者が子育てを通して親として成長できるように支援する必要がある。

| 事業名称<br>・内容 | 事業の概要   | 前期の成果○と課題●   | 到達目標<br>(あるべき姿)   |
|-------------|---|--|---|
| 家庭訪問        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭環境を知るとともに、保育等について話をする。</li> <li>・気になることがある時には随時訪問する。</li> </ul> | <p>○家庭環境を知ること<br/>で、子育てについて困り感のない保護者に対しても、アドバイスできることが増えた。</p> <p>○気になる子どもの家庭には個別に連絡をし、訪問が難しいときには保育所に出向いてもらい話し合うことで信頼関係の構築につながっている。</p> <p>●各家庭の相談内容も多様化しており、保育士も多様な知識・価値観を有していないと、保護者の理解や信頼を得られない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者と子どもへの共通理解が深められている。</li> <li>・保護者と何でも話し合える関係がつけられている。</li> </ul> |

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| <p>保護者懇談会<br/>(クラス懇談会・<br/>子育て学習会)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスの子どもについて保護者と共に話し合う。</li> <li>・子育てについて情報交換をする。</li> <li>・子育てについて学習会を行う。</li> <li>・保育所生活の様子を話す中で仲間づくりの大切さを伝える。</li> </ul> | <p>○クラス懇談会では保護者同士が悩みを打ち明けることで、同じような悩みがあることがわかり、保護者同士の情報共有ができています。</p> <p>●学習会だけの開催になると参加者が少ない。</p>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスの状況や子育てについて保護者が共通認識を持っている。</li> <li>・保護者同士の交流が図られている。</li> <li>・保護者とともに学習が深められている。</li> <li>・クラス懇談会と連動した子育て学習会を年1回開催している。</li> </ul> |
| <p>地域子育て支援<br/>センター</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う。</li> </ul>  | <p>○月々の行事や子育て講座、乳児健診補助、乳児のいる家庭への訪問等を行うことにより、子育て家庭への支援につながっている。</p> <p>●保育所入所時期の低年齢化により利用者とのつながりを持てる期間が短く、保護者との信頼関係を深めることや支援の継続が難しい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において子育て親子の交流や、地域の子育て支援機能が充実している。</li> <li>・子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちにつながる体制ができています。</li> </ul>   |
| <p>家庭支援推進<br/>保育事業<br/>(再掲)</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活において家庭環境に配慮の必要な家庭(虐待、ネグレクトなどを含む)を支援する。</li> </ul>  | <p>○クラス担任が気づかないことでも家庭支援保育士が気づき、それを職員間で情報共有している。</p> <p>●家庭支援保育士が配置されていても、保護者と何でも話し合えるまでには、時間がかかる。</p> <p>●保護者との意思疎通が図りづらい。</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・何でも話し合える関係づくりが図られるとともに、養育の改善ができています。</li> </ul>   |

(2) 小学校以降の学校教育の取組

① 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

黒潮町の人権教育は同和問題の解決をめざして地域・行政・保育所・学校が一体となり長年にわたり取組（同和教育）を進めてきた。町内すべての学校で地域教材を人権教育年間計画に位置づけ、「差別の現実深く学ぶ」ことを基調に、差別をなくし、一人ひとりの人権が大切にされる地域、学校等の取組を進めてきた。

人権教育は現在、同和教育から人権教育へと再構築され、教育活動の基盤として人権教育を位置付け、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等のそれぞれの特質に応じて教育活動全体を通して行うことが必要である。

| 事業名称<br>・内容              | 事業の概要  | 前期の成果○と課題●   | 到達目標<br>(あるべき姿)  |
|--------------------------|--|--|--|
| 人権教育全体計画                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各中学校区における人権教育目標の到達度を明確にするために、「めざす子ども像」と「具体的に身に付ける力」を設定し、その到達に向けて各小中学校で連携しながら取り組む。</li> <li>・計画を毎年見直し、改善したものを作成する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各中学校区の人権教育目標を踏まえながら、9年間を通じた人権教育の推進を図ることができている。</li> <li>●人権教育全体計画は毎年見直しを行なっているものの、各学年の系統性についての十分な理解まで至っていない現状がある。</li> <li>●前年度の反省を踏まえ年度当初に共通確認するなどの時間確保が難しい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各中学校区の各小中学校で人権教育(同和教育)の平準化が図られている。</li> <li>・各中学校区が人権教育目標を踏まえながら、9年間を通じた人権教育の推進がされている。</li> <li>・児童生徒が「めざす子ども像」に到達するとともに、「具体的に身に付ける力」も向上している。</li> </ul> |
| 地域における体験学習(小学校5・6年生、中学生) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大方地区・佐賀地区の小学校5・6年生が合同でそれぞれの被差別部落におけるフィールドワークを行い、事前・事後の時間を十分にとり、部落差別に対する認識を深める。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○町内の全小学校でフィールドワークを行なうことができた。</li> <li>●児童が同和問題を自分の問題として捉えられるように事前・事後の時間を十分に取り学習を進めてきたが、全ての児童の部落差別に対する認識が深まったとはいえない。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の方から話を聴くことにより、同和問題に対して、自分たちの身近な問題として捉え、考えている。</li> <li>・指導する側が事前学習から目的意識を持って学習にあたり、自身の部落差別に対する認識が深まって</li> </ul>                                       |

|                             |   |   |  |
|-----------------------------|---|---|--|
|                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各中学校地域における体験学習を行う。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ない。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>いる。</li> <li>・各中学校の教職員がフィールドワークに参加している。</li> </ul>  |
| 障がい児・者理解教育の推進               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいについて正しく理解するとともに一人ひとりのよさと違いを認める。</li> <li>・アイマスク体験、車椅子体験、手話学習などの体験学習を行う。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各校がアイマスク体験や車椅子体験、手話学習などの体験学習を行っており、障がい者に対する理解を深めている。</li> <li>●児童生徒の知識的理解に留まっており、保護者や地域への啓発までは至っていない。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が障がいについて正しく理解し、互いのよさや違いを認め合いながら共に生きていこうとしている。</li> </ul>   |
| 校内支援会議                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応したよりよい支援を工夫し、全教職員が共通理解を図りながら、同じ方向性を持って支援・指導にあたる。</li> <li>・関係機関と連携しながら、定期的を開催し、支援を必要とする児童生徒の実態や個に応じた支援方法・支援体制等を検討・確認する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○校内支援会議は定期的で開催できており、支援・指導を行なっている。</li> <li>○コーディネーターを中心に開催し、SSW※3を通じて事務局で情報が共有できている。</li> <li>●支援が必要な児童生徒については、会議を行っているが、組織的な対応が難しい現状がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒一人ひとりの学力を保障するとともに、学校生活の充実が図られている。</li> <li>・全教職員の共通理解のもと組織的な対応を行い、支援を必要とする児童生徒の実態や個に応じた支援体制ができています。</li> </ul> |
| 仲間づくりの推進<br>ハイパーQU調査※4の活用推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイパーQU調査などを活用し、子ども心の状態を把握する。</li> <li>・各種行事や職場体験学習を通し</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○全校でハイパーQU調査を実施し、調査結果を活用している。</li> <li>○各種行事を通して、お互いを認め合い、自己の必要性、他者を大切にす</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイパーQU調査結果において、学級生活満足群に位置する児童生徒の割合が増加している。</li> <li>・児童生徒の自己肯</li> </ul>   |

|        |   |   |   |
|--------|---|---|---|
|        | て、お互いを認め合い、自己の必要性、他者を大切に<br>する感情を育む。            | る感情を育てている。<br>●内面が表現できない<br>児童生徒についての対<br>応が難しい。                                    | 定感・自己有用感、自<br>尊感情が向上してい<br>る。   |
| 学校給食事業 | ・食物アレルギーを<br>持つ児童生徒への<br>対応を行う。<br>・除去食<br>・代替食 | ○食物アレルギーを持つ<br>児童生徒に除去食、代<br>替食の対応ができた。<br>●代替とする食材の確<br>保が難しく、高額なため<br>予算面で苦慮している。 | ・食物アレルギーを持<br>つ児童生徒が、安心・<br>安全に、また他の児<br>童生徒と楽しく給食を<br>食べることができてい<br>る。 |

## ②教育内容の創造

学校教育での人権教育を進めるにあたって、子どもが人権や自らの権利と責任について学ぶことにより、権利の主体であることを理解したり、権利を侵害されたりした場合に、他の人の力を借りながら人権が尊重される状態を回復することができる力を身に付けることは大切なことである。

また、子どもが権利への理解を深め、いじめや差別をなくそうとする主体となるための教育内容の創造が求められている。

家庭環境の変化や価値観の多様化、科学や医療の進歩等により児童生徒への支援は、学力や生活環境、医療、食など、多様な方向性が求められ、かつ、高い専門性や組織的な取組も求められるようになり、学校だけでの対応は難しくなっている。

そのため、支援員等の配置や、校内支援会議などの組織づくりをして支援を行っているが、家庭の役割や地域ぐるみの取組等、自助、共助にあたる部分についても、より一層取組を進め、児童生徒の学力を保障するとともに学校生活の充実を図る。

また、自然の恵みを受けて生きる私たちは、時として自然から「災い」という“人権侵害”を受けるが、そのような場面であるからこそ、人権が守られる意識と行動力を持ち得ておくことが必要である。

| 事業名称<br>・内容      | 事業の概要   | 前期の成果○と課題●   | 到達目標<br>(あるべき姿)   |
|------------------|---|--|---|
| 校内いじめ防<br>止対策委員会 | ・学校いじめ防止<br>基本方針に基づく<br>取組の実施や具体<br>的な年間指導計画<br>の作成・実行・検<br>証・修正をする。<br>・いじめ防止等の<br>対策の取組に関す<br>るチェックシートの | ○各学校でいじめ防止<br>等の対策の取組に関<br>するチェックシートの確認を<br>行なっている。<br>○毎年、年間計画を見直<br>し、保護者、地域、関係機<br>関と連携をとりながら改<br>善を図っている。<br>●いじめの認知件数にお | ・いじめについて積極<br>的認知を行い、早期<br>発見早期解決に取り<br>組んでいる。<br>・まずは、いじめを見<br>逃さず、認知件数が<br>増えていき、最終目標<br>としていじめゼロをめ<br>ざしている。 |

|           |   |   |  |
|-----------|---|---|--|
|           | <p>作成・実行・修正をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、年間計画を見直し、保護者・地域・関連機関と連携し、改善を図る。</li> <li>・「高知家のいじめゼロ子ども宣言」※5に基づいて、各学校が取り組む。</li> </ul> | <p>いて、学校によって差がある。</p>   |  |
| 不登校対策推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童生徒及び保護者への支援のため、拠点施設及び指導員を配置する。</li> </ul>  | <p>○ニーズに応じて拠点施設に指導員を配置している。</p> <p>●不登校については、数が減っていない。一人ひとりにきめ細やかな生徒指導が必要である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引きこもり・不登校の児童生徒に対して適応指導教室※6を常設し、指導員が配置されており適切な学習機会を提供し、学習保障ができています。</li> <li>・不登校について学校や各関係機関が情報共有し、組織として取り組んでいる。</li> <li>・いじめや不登校の子ども数が減少している。</li> <li>・最終目標として、不登校ゼロをめざしている。</li> </ul> |
| SSW活用事業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の必要な児童生徒の様々な背景に着目し、問題解決に向けた保護者・学校・関係機関への働きかけを行う。</li> </ul>   | <p>○校内支援会議に参加し、教職員と意思疎通が図られている。</p> <p>●支援体制は図られているが、個々の問題がありすべては解決できていない。</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の必要な児童生徒の環境改善と保護者や教員等に対する支援や支援体制ができています。</li> </ul>  |
| SC※7等活用事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の必要な児童生徒、保護者や教員に対し専門的</li> </ul>  | <p>○個別にカウンセリングを行ったり、校内支援会議に参加したり、児童生</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の心の安定が図られている。</li> <li>・教職員の教育相談</li> </ul>  |

|              |  |  |   |
|--------------|--|--|---|
|              | な知識や技術を用いて、助言や援助を行う。   | 徒・教職員に助言ができています。<br>●支援体制は図られているが、SCの勤務体制のこともあり(特に小学校)、十分な対応が難しい。  | への意識・技能が高まり、校内支援体制ができています。  |
| 情報リテラシー教育の推進 | ・差別やいじめなどに気付けるように教職員、児童生徒ともに研修会を開催する。                              |  | ・インターネットの正しい使い方、情報を適切に認識し発信する力を身につけ正しく利用できている。<br>・年1回研修会を開催している。                   |
| 実践的防災教育推進事業  | ・拠点校の指定を受け、それぞれの発達段階に応じた防災教育の指導方法や手法を研究し実践する。                      | ○拠点校の活動内容を町内全校で共有し、なおかつ地域で広め、防災意識を高め、防災教育に取り組んでいる。<br>●主体的に行動する態度の育成が図られるように取り組む必要がある。   | ・児童生徒の「主体的に行動する態度」の育成ができています。<br>・拠点校として取組の成果を発信し、地域の防災意識を高めるとともに人権意識が高まっている。       |
| 黒潮町防災教育事業    | ・各学校からの代表者により、黒潮町の防災教育の取組や方向性を協議する。<br>・防災教育プログラムを基本とし実践・検証・改善を行う。 | ○学校間、関係各課との情報共有等を目的とした会を設置し、黒潮町の目指す防災教育について共有化が図られた。黒潮町津波防災教育プログラムに基づいた研究授業を実施し教員の意識向上を図ることができた。<br>●保護者や地域へ働きかけるとともに、町や地域における防災の取組を融合させていくことが課題である。<br>●災害に関する知識だけでなく、命に関わること | ・知識だけでなく、防災に対し「主体性を育む防災教育」を黒潮町の取組として確立することで、災害に強い地域文化を創っている。<br>・防災教育プログラムが活用されている。 |

|           |   |  |  |
|-----------|---|--|--|
|           |   | と捉えさせて、主体的な姿勢を育むためには、教員の力量が大きく問われる。  |  |
| 人権関連資料の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・語り部により、部落差別の状況や産業・文化・同和対策事業などの話を聴き、現地をフィールドワークする。</li> <li>・部落差別の被差別体験発表</li> <li>・素もぐり漁の話</li> <li>・ラッキョウの収穫体験</li> <li>・漁港建設運動の話</li> <li>・縫製工場誘致運動の話</li> <li>・被差別部落の生活の様子を撮影した今昔写真パネル</li> <li>・竹細工作品</li> <li>・素もぐり漁の語り部テープ、ビデオ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○部落差別をなくする運動強調旬間・人権週間・人権まつりでパネル等の展示をしている。</li> <li>○フィールドワーク時には今昔写真パネル、竹細工作品、素もぐり漁の語り部テープ・ビデオ等活用している。</li> <li>○町内全ての小中学校で教材等を使用し、学習ができています。</li> <li>●児童生徒が事前学習から事後学習まで目的意識を持って学習をすすめることができるよう、指導者間で共通認識を持ち、取り組んでいく必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部落差別をなくする運動強調旬間・人権週間・人権まつりで展示をしたり、フィールドワーク時に被部落差別の「暮らし」や「仕事」を知ることにより同和問題への理解や学習を深めている。</li> <li>・地域の方から話を聴くことにより、同和問題に対して、自分たちの身近な問題として捉え、考えている。</li> <li>・解放運動の取組を通して、みんなが幸せに暮らせる社会を築くために、どのように行動するのかを考えている。</li> <li>・それぞれの学年に応じた人権意識が育まれている。</li> </ul> |
| 学校給食事業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食メニューと教科を関連づけ、栄養教諭等の専門性を活用し、食育指導を行う。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○生産者や調理員との交流給食を通じて作り手の苦労や喜びを共有し、栄養教諭が食の大切さ等についての食育授業を実施できた。</li> <li>●食育授業で学んだことを発表できる場がなく、到達度を評価できない。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育を通じて学んだことで児童生徒一人ひとりが健康意識を高めていくとともに、家庭・地域にも伝達、啓発できている。</li> </ul>   |

|                               |  |  |  |
|-------------------------------|--|--|--|
| <p>海外派遣事業<br/>(ニュージーランド)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュージーランドに中学生12名を派遣し、ホームステイ、現地見学、異国文化体験を実施する。</li> <li>・帰国後に現地で学んだことを町内に向けて報告する。</li> </ul> | <p>○文化や人種、生活習慣の違いを認め、受け入れる活動ができた。また、広報や文化祭など発表の場づくりもできた。</p> <p>●希望したが、選考に漏れてしまった生徒への対応が必要である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史、自然、生活習慣など異国文化に触れ、生活体験を通じて、相互の違いを受け入れ、認め合うことの大切さを学んでいる。</li> <li>・異国文化だけでなく身近な多様性の受け入れや認める心を育み、人権意識・人権感覚を身につけている。</li> </ul> |
| <p>コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む。</li> <li>・学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進める。</li> </ul>  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内各学校でコミュニティ・スクールが導入され、学校と地域が一体となっている。</li> <li>・学校評価書の項目にコミュニティ・スクールに関する項目を入れ評価している。</li> </ul>                               |

### ③教職員研修の充実

人権教育はすべての教育の基盤であり、教育活動全体を通して、子どもの発達に応じて取り組む必要がある。人権教育を進めるにあたっては、まず、教職員自らが人権尊重の理念を理解・体得することが大切である。人権教育を進めるために充実した研修を有効かつ継続的に行う必要があると考える。

その研修の場として、黒潮町人権教育研究大会等でのレポート報告や、県内外の人権教育研究大会、また、町主催の講演会や研修会へ積極的に参加をし、各種研修の中で、人権課題をあらゆる各職場や日常で自分ごととしてとらえることで人権意識・人権感覚を身につけていく。

黒潮町がめざす人権教育・啓発の在り方を共有・学習し、あらゆる人権課題を“人ごとにしない”を目標に、各職場や日常生活の中で実践していく。

| 事業名称<br>・内容 | 事業の概要                           | 前期の成果○と課題●                                | 到達目標<br>(あるべき姿)                    |
|-------------|---------------------------------|---|------------------------------------|
| 黒潮町人権教育研究会  | ・各学校における人権教育の指導内容及び課題を知り、今後の計画に | ○学校間、校内での実践交流はできている。町内すべての学校で同和問題の学習が実施され | ・同和問題の学習がすべての学校で実践されるようその主体となっている。 |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
|   | <p>生かす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィールドワーク</li> <li>・実践交流</li> <li>・大方中・佐賀中合同人権教育講演会</li> </ul>   | <p>ている。他の人権課題についても実践を深めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒が人権課題を自分の問題として捉えられるよう各校で計画し学習を進めているが、全ての児童生徒の人権意識・人権感覚が高まり、行動化につながっているとはいえない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育主任が人権教育のリーダーとしての理論と実践を高めている。</li> </ul>  |
| <p>黒潮町人権教育研究大会</p> <p>黒潮町人権教育集約大会(再掲)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会のほか、各分科会において学校等の実践を発表し、それをもとに研究協議を行う。</li> <li>・研究協議により自己研鑽し、人権意識・人権感覚を高め、あらゆる人権課題を「ひとごとにしなさい」を目標に取組を続けている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○講演会のほか、各分科会において学校等の実践を発表し、それをもとに研究協議ができている。</li> <li>●人権意識・人権感覚がどの程度高められているのかを確認することが難しい。</li> <li>●保護者の参加者が少ない。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題を「ひとごと」とせず自分のこととして捉えることで人権意識・人権感覚が高まっている。</li> <li>・教職員は、研究大会130人以上、集約大会130人以上参加し、保護者の参加がある。</li> </ul>                |
| <p>県内外の研究大会、研修会等への参加(再掲)</p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会のほか、各分科会において学校等の実践を発表し、それをもとに研究協議を行う。</li> <li>・研究協議により自己研鑽し、人権意識・人権感覚を高め、あらゆる人権課題を「ひとごとにしなさい」を目標に取組を続けている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○講演会のほか、各分科会において保育所等の実践を発表し、それをもとに研究協議ができている。</li> <li>●幡多地区人権教育研究大会へは毎年参加があるが、四国大会、全国大会への参加が少ない。</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題を「ひとごと」にせず自分のこととして捉えることで人権意識・人権感覚が高まっている。</li> <li>・教職員は、幡多地区人権教育研究大会に5人以上、四国地区・全国それぞれの人権教育研究大会に3人以上参加している。</li> </ul> |
| <p>転入教職員、新</p>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入教職員、新</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○転入教職員、新規採</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒潮町における部落</li> </ul>   |

|                                 |   |  |  |
|---------------------------------|---|--|--|
| <p>規採用行政職員人権問題研修会<br/>(再掲)</p>  | <p>規採用行政職員に対し、町民館・児童館の業務内容や部落差別の実態を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の保護者が自分自身を語り、教職員や行政職員に人権についての思いを語る。</li> <li>・参加者が意見交換を行い、同和問題と自分自身の関わりや人権意識について話をする。</li> </ul> | <p>用行政職員に対し、町民館・児童館の業務内容や部落差別の実態を説明し、その後の教育活動、行政業務に役立てている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●限られた時間での研修であり、黒潮町の人権教育を共通理解する内容とはなっていない。</li> </ul> | <p>差別の実態に学ぶことで、今後の各職場での人権教育・人権啓発の一助となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の保護者の思いを聴き、教育活動・行政業務に生かしている。</li> <li>・転入教職員は全員参加している。</li> </ul>         |
| <p>黒潮町人権教育推進講座<br/>(再掲)</p>     | <p>・あらゆる人権に対して「気づく」「考える」「行動する」を講座の骨子とする。参加することにより、教職員の人権意識、知識の高揚を図る。</p>  | <p>○系統立てた4講座に参加することにより、人権意識、知識の高揚につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●参加体制を整え、多くの職員の参加ができていない。</li> </ul>                                 | <p>・差別のない明るい「黒潮町」のまちづくりのため、人権意識を高め、人と人とのつながりを大切にできる教職員が育成され、授業への反映や、地域に根ざした活動ができる指導者が増えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員は3人以上参加している。</li> </ul> |
| <p>黒潮町泊まり合い人権教育研修会<br/>(再掲)</p> | <p>・町内に在住の方、町内に勤務している方が一堂に集い、泊まり合いを通じた研修会に教職員が参加することにより、人権に対する共通認識を深め、差別のない町をつくることを目的</p>   | <p>○同和問題の学習を中心に、様々な人権課題に触れることにより、人権意識の高揚に繋がっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●悉皆研修でないため、教職員全員への浸透がなされていない。</li> <li>●参加者が少ない。</li> </ul>    | <p>・同和問題の学習をすることにより教職員の人権意識、知識の高揚につながり、授業への反映がされ、地域でも啓発するよう行動化につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同和問題以外の人権課題も正しく学習</li> </ul>                   |

|  |                                 |  |                                |
|--|---------------------------------|--|--------------------------------|
|  | とした授業の展開<br>を行い、日常の活<br>動につなげる。 |  | し、ている。<br>・教職員は5人以上<br>参加している。 |
|--|---------------------------------|--|--------------------------------|

### (3) 社会教育の取組

#### ①子どもを通して大人が育つ環境づくり

子どもたちの生活は、保育所や学校だけでなく家庭や地域社会において営まれている。しかしながら、近年における少子化や核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化、情報の氾濫など、私たちを取りまく社会環境は変化してきている。

子どもたちが一人の人間として尊重され保護されるには、日常生活のあらゆる場面で、教育の場でなければならない。そのためには、子どもたちと保護者、地域の人々が一緒になって活動に取り組むなど、共に学ぶ場をつくることが重要である。明るく差別のない地域づくりを推進し、地域ぐるみで課題解決に取り組む意識を広げていく。

各学校の保護者会においては、子育てや人権に関する学習会などが実施され、保護者が、さまざまな機会を通して正しい知識、人権感覚を身につけるため学習がされている。

子どもの人権が大切にされる子育てが行われるよう、関係機関と常に連携をとりながら、子育て支援の充実を図っていく必要がある。

| 事業名称<br>・内容 | 事業の概要   | 前期の成果○と課題●  | 到達目標<br>(あるべき姿)  |
|-------------|---|---|--|
| 人権教育参観日、講演会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年、人権教育の授業公開と講師を招いての人権講演会を行う。</li> <li>・講演会では、人権問題に取り組んでいる講師による講演会を実施する。</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校が人権教育参観日、人権教育講演会を実施している。</li> <li>○参加した保護者を通じて、人権問題を地域へ発信できている。</li> <li>●参観日への参加はあるものの、研修会への保護者の参加が少ない。</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権意識を高め、人権問題の解決を願うとともにその解決に努めている。</li> <li>・すべての学校で人権教育講演会が開催されている。</li> <li>・個別に参加を呼びかけることにより講演会への参加者が増えている。</li> </ul> |
| PTA人権問題研修会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権意識の高揚と正しい人権感覚を培いながら、学校だけでなく、家庭や地域でも「人権尊重」の雰囲気づくりが図られるようにPTAを中心とした保護者、児童生徒、教職員全体の</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各校が人権教育参観日と組み合わせて講師を招聘し実施している。</li> <li>●参観日への参加はあるものの、研修会への保護者の参加が少ない。</li> <li>●参加する保護者の固定化。</li> <li>●PTA 自らが関わり計画、実行ができていな</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校で自分たちの人権課題を見出し、保護者、子ども、地域、教職員が講演会等を通じて学び、考えられている。</li> <li>・年度当初に実施計画を提出し年間計画の中に組み込み、町内全校が実施できて</li> </ul>            |

|           |   |  |  |
|-----------|---|--|--|
|           | 研修会を実施する。   | い。   | いる。<br>・家庭でも、人権問題について話ができる環境ができている。<br>・個別に参加を呼びかけることにより講演会への参加者が増えている。  |
| 子ども会活動の推進 | ・球技大会、少年駅伝大会を開催し、保護者同士のつながりをつくる。  | ○大会に向け地域の保護者同士が助け合う姿が見られ、その後のつながりもできている。<br>●子ども会の活動が低下している。   | ・球技大会、少年駅伝大会が開催されており、地域の保護者同士のつながりができている。  |
| 成人集会      | ・保育園児から中学生までの保護者が月1回学習会をする。<br>・差別の実態の学習会<br>・保育士、教職員との交流学習会<br>・地域の行事への参加<br>・解放子ども会、友の会との交流<br>・解放まつりへの参加<br>・人権学習会<br>・被差別部落の文化学習（次世代への継承） | ○佐賀地区においては月に1回の成人集会は毎月欠かさずできている。保護者同士また保育士、教師との交流も図られている。参加者の固定化はあるが他の団体との交流が図られている。<br>●大方地区においては実施ができていない。 | ・保育園児・小・中学生の成長発達段階の子育てについて学習し、健康で情操豊かな子どもを育てつつ部落解放の資質と実践意欲、人権意識を高めている。<br>・同和問題や人権問題について家庭でも話ができるようになってきている。<br>・地域の行事に積極的に参加し、明るく差別のない地域づくりをしている。<br>・大方地区においても、集会が実施できている。 |
| 学校給食事業    | ・「給食だより」を発行し、ホームページにもアップすることで家庭・地域に   | ○「給食だより」を毎月発行し、家庭・地域にも情報発信ができた。<br>●保護者からの返信は  | ・子どもや情報を通じて学んだことで町民一人ひとりの健康意識が高まっている。  |

|  |              |                            |  |
|--|--------------|----------------------------|--|
|  | も食育の情報発信をする。 | あるもののまだまだ少数で全体的なものになっていない。 |  |
|--|--------------|----------------------------|--|

②学習機会の提供・充実、指導者等の養成

人権は私たちの身近にあるもの、住民一人ひとりが取り組む課題であることに“気づき”“考え”“行動する”ことができるように、研修会や講演会を行う。

そのためには、黒潮町の人権課題を見出し、住民が参加してよかったと思えるように内容を充実させ実施していく。

また、人権課題を具体的に解決していくためには、様々な年齢層の人々や経験をもつ人々の理解と協力を得ることが大切である。そのためには人権教育を効果的に推進する指導者の育成が不可欠である。

| 事業名称<br>・内容                            | 事業の概要  | 前期の成果○と課題●   | 到達目標<br>(あるべき姿)  |
|--|--|--|--|
| 黒潮町人権教育研究大会<br><br>黒潮町人権教育集約大会<br>(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会のほか、各分科会において学校等の実践を発表し、それをもとに研究協議を行う。</li> <li>・研究協議により自己研鑽し、人権意識・人権感覚を高め、あらゆる人権課題を「ひとごとにしなさい」を目標に取り組んでいる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○講演会のほか、各分科会において学校等の実践を発表し、それをもとに研究協議ができている。</li> <li>●人権意識・人権感覚がどの程度高められているのかを確認することが難しい。</li> <li>●地域住民の参加者が少ない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題を「ひとごと」とせず自分のこととして捉えることで人権意識・人権感覚が高まっている。</li> <li>・行政職員は、研究大会60人以上、集約大会25人以上参加している。</li> <li>・地域住民は、研究大会30人以上、集約大会10人以上参加している。</li> </ul> |
| 県内外の研究大会、研修会等への参加<br>(再掲)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会の他、各分科会において学校等の実践を発表し、それをもとに研究協議を行う。</li> <li>・研究協議により自己研鑽し、人権意識・人権感覚を高め、あらゆる人権課題を「ひとごとにしなさい」を目標</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○講演会のほか、各分科会において保育所等の実践を発表し、それをもとに研究協議ができている。</li> <li>●幡多地区人権教育研究大会へは毎年参加があるが、四国大会、全国大会への参加が少ない。</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題を「ひとごと」にせず自分のこととして捉えることで人権意識・人権感覚が高まっている。</li> <li>・行政職員は、幡多地区人権教育研究大会に8人以上、四国地区・全国それぞれの人権教育研究大会に3人以上参加してい</li> </ul>                      |

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
|  | <p>に取組を続けている。</p>   |  | <p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民は、幡多地区人権教育研究大会に3人以上、四国地区・全国それぞれの人権教育研究大会に2人以上参加している。</li> </ul>   |
| <p>転入教職員新規採用行政職員人権研修会<br/>(再掲)</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入教職員・新規採用行政職員に対し、町民館・児童館の業務内容や部落差別の実態を説明する。</li> <li>・地域の保護者が、自分自身を語り教職員や行政職員に人権についての想いを話す。</li> <li>・参加者が意見交換を行い、同和問題と自分自身の関わりや人権意識について話をする。</li> </ul> | <p>○転入教職員・新規採用行政職員に対し、町民館・児童館の業務内容や部落差別の実態を説明し、その後の教育活動、行政業務に役立てている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●限られた時間での研修であり、十分な内容の研修ができていない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒潮町における部落差別の実態に学ぶことで、今後の各職場での人権教育・人権啓発への一助としている。</li> <li>・地域の保護者の想いを聴き、教育活動・行政業務に生かしている。</li> <li>・この研修を受け、黒潮町独自の人権教育・啓発を実践している。</li> <li>・未受講者は次年度に受講し、全教職員が必ず研修を受けている。</li> <li>・新規採用行政職員は全員参加している。</li> </ul> |
| <p>黒潮町人権教育推進講座、研修会、講演会の実施<br/>(再掲)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる人権に対して「気づく」「考える」「行動する」を講座の骨子とする。</li> <li>・地域住民、教職員など多方面の人材を講師としてマネジメントし有効か</li> </ul>  | <p>○様々な人権課題を学び、自分のこととして考えるためにワークショップや、ロールプレイにより受講した方にとっては理解のできる内容の濃いものとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民の参加が少なく、職務としての参加</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「気づく」「考える」「行動する」につながる推進講座が4回開催されている。</li> <li>・オープン講座について、受講者以外の参加者が得られている。</li> <li>・募集人数に到達している。</li> </ul>   |

|                                 |  |  |  |
|---------------------------------|--|--|--|
|                                 | <p>つ内容の充実した系統立てた講座を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会情勢や、黒潮町の課題、住民のニーズにあった研修会・講演会を開催する。</li> </ul>                     | <p>が多かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●そのほかの研修会、講演会は、住民が求めているものが開催できているか疑問である。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会・講演会の参加者が増加している。</li> <li>・人権教育推進講座に新規採用行政職員、採用10年目の職員は全員参加している。</li> </ul>   |
| <p>黒潮町泊まり合い人権教育研修会<br/>(再掲)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内在住の方、町内に勤務している方が一堂に集い、泊まり合いを通じて人権に対する共通認識を深め、差別のない町をつくることを目的とし、同和問題について正しく認識し、学習する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○同和問題の学習を中心に、様々な人権課題に取り組んでいる。</li> <li>○他市町村の取組を学ぶことにより、改めて自分たちの人権課題を見つけるような取組を行なっている。</li> <li>●参加者が固定化されてきている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同和問題の学習をすることにより参加者が地域でも啓発し行動化につながっている。</li> <li>・他市町村の取組を学び、同和問題以外の人権課題も正しく学習し、改めて自己の人権課題についても考えている。</li> <li>・行政職員の参加は5人以上、地域住民の参加は15人以上参加している。</li> <li>・個別に参加を呼びかけることにより参加者が増えている。</li> </ul> |
| <p>町民大学<br/>(人権講座)</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題を町民共通の課題として認識させ、人権のまちづくり確立のため、様々な講座と系統立てた町民大学を活用して人権講座を実施する。</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○講演だけでなく映画上映などを取り入れ、初めて参加する住民増につながった。</li> <li>●参加者の固定化の解消までには至っていない。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の人権意識を高め、課題解決に向け積極的に行動できる人づくりができています。</li> <li>・人権講演会への参加人数が100人を超えている。</li> </ul>   |
| <p>海外派遣事業<br/>(ニュージーランド)</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュージーランドに中学生12名を派遣し、ホームステ</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化や人種、生活習慣の違いを認め、受け入れる活動ができた。また、広</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史、自然、生活習慣など異国文化に触れ、生活体験を通じ</li> </ul>   |

|           |  |   |   |
|-----------|--|---|---|
| (再掲)      | イ、現地見学、異国文化体験を実施する。<br>・帰国後に現地で学んだことを町内に向けて報告する。                                 | 報や文化祭など発表の場づくりもできた。<br>●希望したが、選考に漏れてしまった生徒への対応が必要である。   | て、相互の違いを受け入れ、認め合うことの大切さを学んでいる。<br>・異国文化だけでなく身近な多様性の受け入れや認める心を育み、人権意識・人権感覚を身につけている。  |
| 国際交流事業    | ・ニュージーランドフェアフィールド中学校の生徒を黒潮町に迎え、海外派遣生徒を中心とした町内家庭でのホームステイ受け入れや訪問団の町内活動を通じた国際交流を行う。 | ○文化や人種、生活習慣の違いを認め、受け入れる活動ができた。また、小学校や住民グループなど、交流に広がりを見せている。   | ・ホームステイ受け入れや町内活動における交流を通じて、異国文化に触れ、理解することで、相互の違いを受け入れ、認め合うことの大切さを学んでいる。<br>・異国文化だけでなく身近な多様性の受け入れや認める心を育み、人権意識・人権感覚を身につけている。 |
| ワールドクッキング | ・料理を通して楽しく異国の言葉や文化に触れることで、外国語や異文化に慣れ親しむ。   | ○文化や人種、生活習慣の違いを認め、受け入れる活動ができた。<br>○CIR(国際交流員)の活用や在住外国人の協力により交流内容を充実させた。<br>●以前はタイや中国の講師もいたが、近年は英語圏(カナダ・ニュージーランド)の講師に偏っている。(H30まで) | ・異国文化に触れ合い、異文化や多様性を身近な事柄と捉え、相互の違いを受け入れ、認め合うことの大切さを学んでいる。<br>・人権意識・人権感覚を身につけている。   |

### ③人権教育教材の整備

人権教育、人権啓発を効果的に進めるための教材の整備について、写真パネルなどの展示は毎年できており広く町民に伝えることができているが、今ある教材を整備し、新たに人権教育に活用できる教材を作成する必要がある。

| 事業名称<br>・内容               | 事業の概要   | 前期の成果○と課題●  | 到達目標<br>(あるべき姿)  |
|---------------------------|---|---|--|
| <p>人権関連資料の整備<br/>(再掲)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・語り部により、部落差別の状況や産業・文化・同和対策事業などの話を聴き、現地をフィールドワークする。</li> <li>・部落差別の被差別体験発表</li> <li>・素もぐり漁の話</li> <li>・ラッキョウの収穫体験</li> <li>・漁港建設運動の話</li> <li>・縫製工場誘致運動の話</li> <li>・被差別部落の生活の様子を撮影した今昔写真パネル</li> <li>・竹細工作品</li> <li>・素もぐり漁の語り部テープ、ビデオ</li> </ul> | <p>○部落差別をなくする運動強調旬間・人権週間・人権まつりでパネル等の展示をしている。</p> <p>○フィールドワーク時には今昔写真パネル、竹細工作品、素もぐり漁の語り部テープ・ビデオ等活用している。</p> <p>○町内全ての小中学校で教材等を使用し、学習ができています。</p> <p>●児童生徒が事前学習から事後学習まで目的意識を持って学習をすすめることができるよう、指導者間で共通認識を持ち、取り組んでいく必要がある。</p> <p>●パネル等の整備ができていない。</p> <p>●部落差別の被差別体験発表などを教材として整備できていない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今昔写真パネルが整備されている。</li> <li>・人権教育教材のDVDが作成されている。</li> <li>・部落差別をなくする運動強調旬間・人権週間・人権まつりで展示をしたり、フィールドワーク時に多くの人々が被差別部落の人々の「暮らし」や「仕事」を知ることにより同和問題への理解や学習を深めている。</li> <li>・地域の方から話を聴くことにより、同和問題に対して、自分たちの身近な問題として捉え、考えている。</li> <li>・解放運動の取組を通して、みんなが幸せに暮らせる社会を築くために、どのように行動するのかを考えている。</li> </ul> |

#### (4) 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働

格差社会や人と人とのつながりが希薄になっている現在、人権教育、啓発を進めていくうえで、就学前教育と学校教育、地域とのつながり、また地域の力は必要不可欠と考える。

児童生徒が町内の施設での交流や地域教材を体験すること、また話を聴くことで、より人権の学習を深めていく。

| 事業名称<br>・内容            | 事業の概要   | 前期の成果○と課題●  | 到達目標<br>(あるべき姿)   |
|------------------------|---|---|---|
| 大方人権まつり<br>横浜解放まつり     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権まつりや解放まつりの中で人権作文を発表したり聴いたりする。</li> <li>・解放子ども会の活動等について理解する。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○解放子ども会活動の中で、児童生徒が人権まつりや解放まつりへの参加がされている。</li> <li>○人権作文の発表もあり、児童生徒が人権を自分の問題として捉え、互いの違いを認め合うことができている。</li> <li>●人権まつり、解放まつりの意義が理解され、人権問題の解決までには至っていない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が人権を自分の問題として捉え、人権問題の解決に努めている。</li> <li>・児童生徒が互いのよさや違いを認め合っている。</li> </ul>                                       |
| まるごと教育祭                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保・小・中・高・大学・地域が一同に会し、日頃の教育の成果を発表し合う。</li> <li>・保育所、小学校、中学校、大方高等学校、教育委員会で構成する「教育祭実行委員会」が主体となり実施する。</li> </ul> |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・来場者が 500 人以上ある。</li> <li>・あらゆる世代の住民が地域教育に必要とされ、それぞれが学ぶ場と発表する場と教える場を持つことができている。</li> <li>・黒潮町全体の取組となっている。</li> </ul> |
| 「命の教育」を基本とした防災・安全教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「命の教育」を基本とし、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、防災・</li> </ul>  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの命を守り生きる力を育む黒潮町民会議を開催している。</li> </ul>  |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
|  | <p>安全教育（交通安全・生活安全・災害安全）の推進を図る。</p> <p>・子どもの命を守り<br/>生きる力を育む黒<br/>潮町民会議を開催<br/>する。</p> |  |  |
|--|---|--|--|

## (5) 関係機関・NPO等との連携

人権教育を進めるにあたって、関係機関との連携は不可欠であり、就学前教育、学校教育、社会教育のそれぞれの取組において、関係団体との連携により効果的に人権教育に取り組んでいく。

| 事業名称<br>・内容  | 事業の概要   | 前期の成果○と課題●  | 到達目標<br>(あるべき姿)  |
|--------------|---|---|--|
| 解放子ども会       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者自身が部落問題解決への意欲と熱意を持って、子どもたちと共に学習し、部落差別を許さない意識を養う。</li> <li>・学校教育計画に位置づける。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○大方中学校、入野小学校、佐賀中学校、佐賀小学校の教員は指導者として解放子ども会に参加している。</li> <li>○小学校高学年から解放子ども会活動について学習をしている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・解放子ども会の児童生徒が学校の仲間づくりのリーダーとなるよう連携を強化している。</li> <li>・解放子ども会の活動から、教職員の人権意識が高まっている。</li> </ul>   |
| 黒潮町人権教育研究協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同和問題をはじめとし、女性、子ども、高齢者、障がい者(児)、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認の11の人権侵害の問題、また、子どもたちの進路・学力保障にかかわる課題等、あらゆる人権侵害の課題を解決するための教育内容の創造と実践について研究協議し、人権の尊重される社会づくりに寄与</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○研究大会の啓発講演会への参加者は、2014年度222名、2015年度217名、2016年度207名、2017年度246名、2018年度267名と増加している。</li> <li>●個人加入者数は、2015年度601人、2016年度631人、2017年度587人、2018年度558人、賛助会員はそれぞれ11企業、14企業、16企業、18企業となっており賛助会員は増加しているが個人会員数は減少している。</li> <li>●個人会員の加入について、地域住民の加入が少ない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒潮町人権教育研究協議会の個人会員数が600名以上、賛助会員数が19団体以上になっている。</li> <li>・活動を広く町民に広報するために、啓発グッズを作成して配布し、啓発映画が上映されている。</li> <li>・保育所・学校・家庭・地域・職場などで、人権を大切にする取組を実施し、町民一人ひとりが「気づき」、「考え」、問題解決に向けて「行動する」ことをめざしている。</li> </ul> |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
|  | <p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前教育・学校教育・社会教育における人権教育の調査研究をし、人権教育の充実を図るため、連携を密にし、あらゆる人権問題の解決に向けて取り組む。</li> <li>・町人教研究大会</li> <li>・町人教集約大会</li> <li>・人権講演会</li> <li>・県内外の教育研究大会へ参加</li> </ul> |  |  |
|--|---|--|--|

## 5. 計画の進捗と管理

### (1) 事業の点検と評価

それぞれに計画で掲げた施策については、毎年度策定の「教育行政方針」において進捗状況の点検と評価を行うことを通じ、計画の着実な推進を図る。

### (2) 計画の見直し

計画の中間年度となる2022年度にそれまでの取組の進捗状況、評価、検証を行う。

しかしながら、社会情勢の変化によっては、検証改善の中で、計画策定時には想像しえなかった新たな人権課題も出てくると考えられる。

計画に沿って人権教育施策を推進することが原則であるが、社会の変化や動向、世界規模及び国、県の人権教育に関する取組の展開も考慮しながら、また黒潮町の実態も的確に捉えながら、迅速かつ的確に新たな課題に対応することも求められる。

その際には、必要に応じて計画の見直しを行う。

# 資料

## ○用語等の解説

### ※1 (5頁)「自己有用感」

他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

### ※2 (8頁)「ネグレクト」

虐待のひとつで、児童虐待では育児放棄、育児怠慢、監護放棄ともいう。

### ※3 (15頁)「SSW」

スクールソーシャルワーカーの略。子どもと向き合うだけでなく、家庭や学校、行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する専門家。

### ※4 (15頁)「ハイパーQU調査」

Questionnaire Utilities の略で「楽しい学校生活を送るためのアンケート」で、学級満足度調査とも言う。子どもたちの学校生活における満足度と意欲、更に学級集団の状態を調べるために実施する。

### ※5 (17頁)「高知家のいじめゼロ子ども宣言」

相手を認め、尊重する「心」、言葉の重みが分かる「心」、伝えよう、自分の素直な「心」、相手のSOSに気づく「心」の四つの「心」を大切にして、高知家から「いじめ」をなくすために行動することを宣言したもの。

### ※6 (17頁)「適応指導教室」

長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に公的な施設に部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室。

### ※7 (17頁)「SC」

スクールカウンセラーの略。教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

# 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

☆人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚している

○「人権教育の指導方法等の在り方について」

\*【第一次とりまとめ(平成16年6月)】；「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示

\*【第二次とりまとめ(平成18年1月)】；指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供

⇒【第三次とりまとめ】；第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載【「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編】

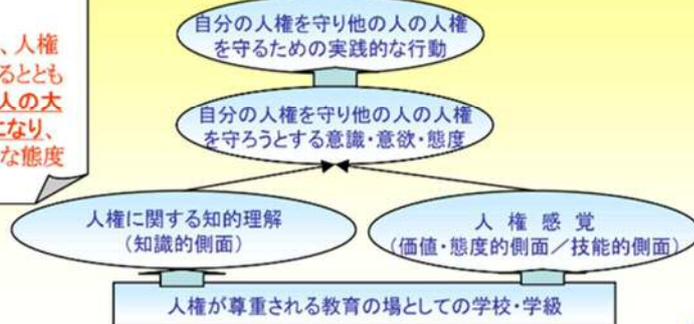
## 指導等の在り方編

### 第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

#### 人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】



### 第Ⅱ章 学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実

#### 第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携

1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

#### 第2節 人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方

#### 第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 教育委員会における取組
2. 学校における研修の取組

## 実践編

「指導等の在り方編」の理解を助ける43の実践事例等

#### I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携【事例1～9】

- 全体計画及び年間指導計画の例
- 学校としての取組の点検・評価の取組例
- 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間連携の取組例

など

#### II 人権教育の指導内容と指導方法【事例10～30】

- 人権に関する知的理解に関わる指導内容の構成例
- 人権感覚の育成に関わる指導内容の構成例
- 効果的な学習教材の選定・開発の例
- 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫例
- 「体験」を取り入れた指導方法の工夫例
- 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫例

#### III 教育委員会及び学校における研修等の取組【事例31～43】

- 各学校の成果に関する情報発信の取組例
- 効果的な研修プログラムの例

など

○黒潮町人権尊重のまちづくり条例

平成26年9月18日

条例第45号

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、基本的人権が尊重されるまちづくりのため、町及び町民(町内に在住する個人並びに町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)の責務を明らかにすると共に、人権に関する施策の推進に関し必要な事項を定め、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権などあらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進し、人権が尊重される明るいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりと人権意識を高めることを目的とする教育及び啓発に関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重し、自らが人権を尊重するまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、町が実施する人権施策の推進に協力するものとする。

(施策の推進)

第4条 町は、あらゆる差別をなくし、人権を尊重するまちづくりを目指し、人権施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 町は、人権を尊重するまちづくりのため、学校、家庭、各種組織等と連携を密にし、教育及び啓発活動の充実に努め、差別をしない、させない、許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境づくりを促進するものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 町は、前2条の施策の策定及びその効果的推進のため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、人権施策を推進するため、国、県及び関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(黒潮町人権尊重のまちづくり協議会)

第8条 人権施策の推進に関し、重要事項を調査審議するため、黒潮町人権尊重のまちづくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(黒潮町人権対策審議会条例の廃止)

2 黒潮町人権対策審議会条例(平成18年黒潮町条例第122号)は、廃止する。

黒潮町人権教育推進計画 策定委員

2019年7月～2020年3月

(敬称略)

| 氏名     | 所属                |
|--------|-------------------|
| 池田 道一  | 黒潮町小・中学校PTA連合会長   |
| 川崎 健太郎 | NPO 法人はらから(児童館職員) |
| 澳本 多丸  | 黒潮町人権教育研究協議会長     |
| 橋田 秀代  | 黒潮町社会教育委員長        |
| 浜田 康太郎 | 黒潮町教育委員           |
| 前田 浩文  | 黒潮町校長会長           |
| 坂本 恭美子 | 黒潮町教育研究会人権教育研究会長  |
| 浜口 和彦  | 大方中学校校長           |
| 江口 千寿  | 大方中央保育所長          |
| 宮川 由美  | 佐賀保育所長            |
| 畦地 和也  | 黒潮町教育長            |

事務局

|       |              |
|-------|--------------|
| 藤本 浩之 | 教育次長         |
| 宮地 美  | 大方学校給食センター所長 |
| 大崎 美砂 | 人権教育係長       |
| 岡本 浩  | 学校教育係長       |
| 今西ひとみ | 生涯学習係長       |
| 吉門 恭兵 | 就学前教育係主幹     |
| 河内 恵美 | 人権啓発係長       |
| 威能 英明 | 研修指導員        |
| 池谷 亜紀 | 教育研究所研究員     |

2020年3月

黒潮町教育委員会

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地

TEL 0880-43-0044 FAX 0880-43-1144